

平成22年第3回(9月)粕屋町議会定例会

一般質問通告書

通告順	議員氏名
1	本田芳枝
2	田川正治
3	福永善之
4	久我純治
5	小池弘基
6	山脇秀隆

通告順 NO. 1 質問者 7番 本田 芳 枝

質問事項	質問の要旨	質問の相手
浸水対策と排水路の整備について	<p>大きな浸水被害をもたらした7月24日の集中豪雨から1年が経ちました。同じような被害が平成11年にもありましたが、この10年間の対策と今後のマスタープラン、国土利用計画の中で治水対策がどのように考えられ、今後どのような方向に行くべきかをともに考えてみたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用の推移をどう捉えているのか 2. 暗渠の把握・整備について 3. 多々良川の井堰問題の進捗状況は 4. 総合的な治水・排水計画は 5. 協働のまちづくりの視点からの取り組みを 	町 長
高齢者の実態調査と縦割り行政の弊害について、粕屋町の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100歳を超えた方の人数は 2. 所在確認方法について 3. 見守り支援の拡充を 	住民福祉部長
教育委員会の財務管理について問う	<p>7月に総合窓口の事業が始まりました。</p> <p>議会では「議会活性化特別委員会」が6月議会でできました。今後、改革に向けて具体的な内容に検討を重ねる予定です。町長部局では各事業や備品管理の電算化はかなり進んでいるようですが、教育委員会の状況はどうなのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育3課の現在の状況 2. 各課の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課：中央公民館的な機能は今どこが担当しているのか ・学校教育課：小中学校のICT環境整備が進められているなか、学校事務についての業務の進捗状況は ・給食センター：施設・備品管理と保健所の勧告について 	教育委員会次長

通告順 NO. 2 質問者 3番 田川正治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
水害対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 古大間池の貯水量の調整と冠水箇所（朝日区・長者原上区・長者原下区）の水路の改修工事を問う 2. 炭鉱坑道跡より噴出した水害被害の対策を問う 	町 長
保育所の待機児童対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定員100人規模の認可保育所の建設を問う 2. 認可外保育所の認可促進と運営費増額を問う 	町 長
就学援助制度について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国の補助金交付要綱（就学援助対象範囲の拡大）の実施状況を問う 2. 就学援助事務作業と保護者への周知徹底を問う 	教育長
国民健康保険税について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税の1世帯あたり1万円の引き下げの考えは 2. 国の「高齢者のための新たな医療制度」にともなう町の考え方を問う 	町 長

通告順 NO. 3 質問者 1番 福永善之

質問事項	質問の要旨	質問の相手
認可保育園の保育料未納と不能欠損について	<p>平成20年度の保育料の未納金は約140万円、同じく同年に不能欠損処理された金額は約150万円です。 払わない家庭に対する、粕屋町の徴収体制は如何でしょうか。</p>	町長
認可保育園の待機児童について	<p>粕屋町では認可保育園への入所希望が高く、保育施設（供給）と待機児童（需要）のバランスが崩れています。 施設建設に伴う財源の問題も含め、粕屋町はこれ以上の子どもの数の増加にどのような戦略をお持ちですか。</p>	町長
児童福祉法第24条と第56条について	<p>第24条の規定によると、「保育料の滞納を理由に児童の保育の解除や拒否はできない」とある。 一方では、第56条には、「滞納金については地方税の滞納処分と同じ適用を受ける」要するに、資産の差し押さえなど、法的措置に訴えることが可能とある。 平成20年度には不能欠損処理をしておられるが、未納家庭に対し、第56条の適用をなされた実績はあるのでしょうか。</p>	町長
学校給食費の未納について	<p>平成20年度の滞納金は約150万円である。 平成22年度予算では、給食費を払えない家庭に対し給食費扶助費として、小学校に約1,500万円、中学校に約900万円、計上してある。 尚、粕屋町は、給食費を払えない家庭に対し、4月に広報に掲載し、各家庭が受給申請するようにしている。 給食費の管理責任者は学校給食センター所長（教育委員会）であり、徴収状況は学校給食運営委員会に報告されるとある。 未納家庭に対する、教育委員会の徴収体制は如何でしょうか。</p>	教育長
学校給食運営委員会施行細則第7条と第12条について	<p>1. 第7条には「給食費の額は運営委員会で決定する」とあるが、小学校と中学校でそれぞれ未納分も考慮に入れて額を決定してありますか。 2. 第12条には「給食費の納入がない場合は給食を停止することがある」とあるが、未納者に対して実行されたことはありますか。</p>	教育長
重複滞納について	<p>「認定保育所の保育料」と「学校給食費」の未納家庭が、他の税金や保険料（町民税や国保保険料、等）を滞納している関連性はあるのでしょうか。</p>	町長 教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>子ども手当について</p> <p>性教育と財政力の関連について</p>	<p>2010年4月より、中学校以下の子どもに月額1万3千円の手当が支給されるようになりました。</p> <p>子ども手当の受給権は法律で保護されており、保育料や給食費などの未納があっても、強制的な天引きや差し押さえはできないようです。</p> <p>粕屋町は、未納家庭に対し、手当を支給しておられると思うが、未納金と手当の相殺ができるような戦略を立てておられますか。</p> <p>育児放棄や虐待により、親の我が子への事件が社会問題となっている。</p> <p>「親としての責任・知識」や「将来設計（親元から自立していくための財政力）」を考える前に、親となり子どもを育てることの大変さに直面しているのではないだろうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粕屋町では、思春期の中学生に対し、性教育の年間指導計画を策定しておられますか。 2. 性教育と関連して、財政力について考えさせる教育が必要と思うが、如何でしょうか。 	<p>町長 教育長</p> <p>町長 教育長</p>

通告順 NO. 4 質問者 5番 久 我 純 治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>廃食用油のリサイクルシステムの導入を</p>	<p>食用油として美味しさや健康づくりに貢献した貴重な資源を、今度は地球の健康を保ち理想的な未来のために再利用し、地球環境保全に役立たせるリサイクルシステムの導入ができないのか。</p>	<p>町 長</p>
<p>子宮頸がんの予防ワクチン接種に助成金を</p>	<p>がん予防対策の一環としてワクチン接種で予防できるのならば、子宮頸がん予防ワクチン接種に対して助成金等補助制度ができないか。</p>	<p>町 長</p>

通告順 NO. 5 質問者 2番 小池弘基

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>阿恵大池の改修工事の進捗状況について</p> <p>来年10月の町長選挙に伴いマニフェストに対する進捗状況について</p>	<p>平成22年度・23年度に行われる改修工事の現状を尋ねます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 詳細設計は完了したのか 2. 地元説明会の開催と問題点の有無 3. 入札時期と議会承認のスケジュール <p>来年10月には町長選挙が行われますが、過去3年間における実績と現在継続中の施策などを尋ねます。</p>	<p>都市政策部長</p> <p>町長</p>

通告順 NO. 6 質問者 13番 山脇 秀隆

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>子育て支援について (児童虐待について)</p>	<p>毎日のように新聞等には、幼い子どもの痛ましい姿が報じられ世間では、親の子どもに対する暴力や育児放棄などの虐待が横行しています。今回、児童虐待防止法の改正が行われ更なる救済の手が施されるようになりますが、ここ数年の虐待数の増加は目に余るものがあります。粕屋町においてもその数は、増加傾向にあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粕屋町のここ数年の動向とその実態は。 2. 今回の改正で地域との連携が強化されます。粕屋町の取り組みは。 3. 専門の知識を兼ね備えた相談員の配置が児童相談所にはあるが町の相談窓口にも必要と考えるが。 	<p>町長</p>
<p>子育て支援について (現場の要望を行政に)</p>	<p>子育て支援には、さまざまな施策があるがなかなか町民のニーズに当たっているとはいえない。子育て世帯を取り巻く様々な問題がある中で安心して子育てができるには、どのような支援策が必要なのか探る必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援策が現在どのように行われているか。 2. 子育て世帯が要望する多様な声を行政に反映させるためにアンケートによる実態調査を考えてはどうか。 	<p>町長</p>